

ラオスにおける保税地域について

2023年7月20日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

1. 背景

ラオスにおける保全地域については、2005年発行の「関税法」で定義づけされていますが、詳細は別途財務省が規定するとありました。その後、2009年に財務省より「2005年の関税法の実施に関するガイドライン」が発行され、その中で、より詳細に記載されました。その後、2011年に関税法が改正されましたが、免税店の規定が少しあるのみで、保税地域に関する記載は削除されています。現行の関税法は、2020年に改正されましたが、保税地域に関する詳細は、財務省が別途規定するとあり、今回、2023年6月1日付で「保税地域及び免税店に関する首相令（No212）（以下、首相令）」が発行されました。2023年7月28日より、施行される予定です。



免税店に関する内容は、[2023年7月15日発行のニュースレター](#)をご参照ください。

2. 保税地域とは

首相令第2条によると、保税地域とは、国内外の市場への商品供給や貿易サービス提供のために、製造、加工、組立、集積、仕分け、包装、充填、蔵置、配送及びトランジットサービス（Customs Transit Service）への投資を受け入れることを目的として、政府が定めた地域又はある特定の場所を指すと定義されています。保全地域内の原材料を含めた商品や物は、法律で定める一定の期間において、関税や納税の義務が保留されます。

3. ラオス国内の保税地域

財務省及び計画投資省が主導で、下記の10カ所を保税対象地域として定めるべく、調査を行い、調査結果に応じて、対象地域を増設したり、効果が得られないと判断される地域は対象外とするなど定期的に見直しを図る方針です。各保税対象地域は、その対象地域の周辺30km範囲以内と定めています（第8条）。

- (1) ラオスとタイの間に架かる友好橋4カ所（首都ヴィエンチャン、サワンナケート県、カムムアン県、ボーケオ県）
- (2) ルアンナムター県ポーテン・中国国境
- (3) ルアンパバーン県国際空港
- (4) ボーリカムサイ県ナムパーオ・ベトナム国境
- (5) サワンナケート県デーンスワン・ベトナム国境

(6) チャムパサック県ワントオ・タイ国境

(7) チャムパサック県ノンノックキアン・カンボジア国境

4. 保稅地域開發事業について

保稅地域を開發する事業者（以下、開發事業者）は、ラオス政府 100%投資、ラオス政府と国内外の民間企業の合弁投資、民間企業 100%の投資のいずれかの形態となります（第 10 条）。開發事業者は、必要書類を揃えて、計画投資省のワンストップサービスから投資許可を得る必要があります。必要書類には、FS（フィージビリティスタディ）や合弁会社の場合は、合弁契約書の提出が求められます。

（1）開發事業者の主な条件（第 12 条）

- ①法人であること
- ②登録資本金は、500 億キープ（約 3 億 6000 万円¹）であること
- ③外資企業の場合、株式保有率が 49%を超えていないこと

（2）開發許可取得手続き（第 14 条）

下記手続きは、投資奨励法に基づき進められます。

- ①投資計画省が主導で、政府との MOU、実施可能性調査を検討
- ②MOU 締結後 12 カ月以内に、開發事業者は FS を実施する
- ③開發事業者は、環境影響評価を行い、天然資源環境省へ提出する
- ④計画投資省は、FS の精査、承認を行い、コンセッション契約の締結を政府へ要請する
- ⑤開發事業者は、会社を設立し、事業許可証を取得する

5. 開發事業者の権利と責務

開發事業者は、関連する法令に従い恩典が受けられたり、権利が保護されると記載されているのみで、具体的な内容は規定されていません。その他、例えば、保稅地域への投資事業を選出し、その事業者と事業契約を締結する権利、保稅地域に建設した建物、建造物、重機、その他、固定資産に対して所有者となる権利が与えられています。また、保稅地域への投資事業者となることも可能ですが、開發事業者とは別の法人を設立する必要があります（第 15 条）。

責務としては、ラオス人労働者のスキルアップのために、特に女性や少数民族を優先して雇用することが規定されています（第 16 条）。

6. 保稅地域への投資事業について

保稅地域への投資事業としては、以下の事業があります。

¹ 15,000 キープ=約 110 円（2023 年 7 月末）

- (1) 製造、加工又は組立
- (2) 集積、仕分け、包装、充填、蔵置、商品の配送及びトランジットサービスなどの商業・サービス業
- (3) その他の事業

7. 保税地域への投資事業者（以下、投資事業者）について

(1) 保税地域への投資活動許可証の取得について

投資事業者は、商工省/局において企業登録書（Enterprise Registration Certificate）を取得し、関連する事業分野の事業許可証（Business Operation Certificate）を関連省庁から取得した後、投資活動許可証（Investment Activities Certificate）を取得するために必要書類を揃えて、財務省へ提出します。書類には、FS（フィージビリティスタディ）や環境影響評価書、定款、開発事業との事業契約書などが求められます（第 19 条、第 21 条）。

財務省は、完全に揃った書類を受領してから 30 日以内に、投資許可の可否を文書にて通知します（第 22 条）。許可された投資事業者は、財務省の電子システムに登録されます（第 23 条）。

投資事業者は、経済特区、ロジスティックスエリア、スマートシティ内への投資も、各管轄の管理機関から許可を取得することで、事業を行うことが可能となっています（第 19 条）。

(2) 投資事業者の主な条件（第 20 条）

- ①法人であること
- ②開発事業者との事業契約を締結していること
- ③事業許可証を取得していること
- ④VAT 登録事業者であること
- ⑤外資企業の場合、株式保有率が 49%を超えていないこと

8. 保証契約及び発行保証金（前払い式支払い）

投資事業者は、商業銀行又はその他の金融機関から保証状を発行してもらう形式で、関税当局と保証契約を締結し、前払金を準備する必要があります。前払金の額は、下記の表のとおり、事業内容により異なります。

事業内容	手付金額
陸上車両及びスペアパーツの輸入	30 億キープ（約 2100 万円）
車両の部品の輸入（CKD）、贅沢品又は酒類、たばこ、香水、化粧品、宝飾品の輸入	10 億キープ（約 720 万円）
Authorized Economic Operator 制度により承認を受けた業者	法人発行の保証状により代替可能

投資事業者が、法律や関税に関する規則に違反した場合、15 日以内に関税の支払いやその他の義務を果たすように通知し、期限内に従わなかった場合、関税当局は、前払金を預金している商業銀行や金融機関に対して、請求する金額を期日以内に政府の予算の口座へ送金するように通知を発出します。

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal（藪本 雄登）

satomi.uchino@oneasia.legal（内野 里美）



[藪本 雄登](#) One Asia Lawyers メコン地域統括

の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。

One Asia Lawyers



[内野 里美](#) One Asia Lawyers Group ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers Group ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種法的なサポートを行う。